権利擁護サポートセンター船橋

NPO 法人うえるカ



〒273-0046 船橋市上山 1-157-4 (カメリアハウス 2階)

発行責任者

くだもの

714 - "

船橋法典駅下車徒歩8分 TeLO47-710-7045/P 電話 050-3496-9981

赤津

ブログ http://welcome.blog.ocn.ne.jp / メールアドレス;qqxt3s29n@canvas.ocn.ne.jp

≪小さな光を守り続けたい≫ 社会福祉法人さざんか会

けいよう施設長 泉 一成氏



中核地域生活支援センターあい ネットに勤務していたとき、住居 不法侵入で危うく逮捕されそうに なったことがあります。身障女性 が離婚調停中、夫が勝手に玄関ド アの鍵を変えてしまい、中に入れ ず、着替えの衣類もないと相談さ

れました。民事不介入で、離婚問題には関われませ んが、トイレもままならず下着も汚され、困ってお られました。

中核地域生活支援センターに関わっていただいて いる弁護士の指示を受け、法務局の人権擁護担当職 員に内容を知らせ、鍵を開け、必要最低限の着替え などを取り出す許可を得ました。

当然相談経過を知らない夫は、室内の異変に気付 き、不審に思い警察に通報。警察から「住居風法侵 入だ」と関わった人全員を警察に呼びなさいと厳し い口調で言われました。相談経過を説明し、法務局 の支持も得ていることを話すが、警察官は納得せず、 「関係者を呼び出せ」の命令口調を続ける。妻であ る身障女性も出頭し、改めて経過を説明していると、 突然、「申し訳ありません」と、謝罪の言葉。関係者 全員「最初から住居不法侵入にあたらないと説明し ているのに、犯人扱いなんて!」と怒り心頭でした。

民事不介入なのに、夫婦の離婚の話し合いになぜ か入り、妻は離婚を了解し、生まれ故郷に帰る。そ の際、着替えとテレビも手配した福祉タクシーに乗 せ見送る。勿論その費用と当面の生活費や慰謝料も 妻に渡りました。法務局には民事不介入の原則を守 るように注意を受けました。

これまで出会った方から「小さな光を守り続けて ください」と言われ、いまも大切にしている言葉で す。人との出会いを大切にし、何事もあきらめず感 謝の気持ちを忘れないようにしたいものです。

☆皆様のご意見、ご希望、情報などがございましたら、 お気軽にうえるかむまで。

権利擁護漫画ウエルちゃん 原案・赤津&原画・武藤 No. 9「親切な店員さん」の巻



(1) 来た時のことです。お母さんとお買い。 君は文字が好き。 物

てあげようとした時で お母さんに教え

さんでした。

動さんの声かけ ケガはありませんか?」と、 けに、 良かったね♡ 涙ぐむお母



が崩れてしまいまし イツの



①うえるかむ懇談会~「親心の記録」「成年後見申し立て」を書いてみよう!書いておこう!! ~ 日程は未定、お知らせします。

②障害者虐待防止法が 10 月からいよいよ本格的に施行されます。10 月 1 日の権利擁護委員会では、8 月に続き、虐待防止法を話し合います。お気軽にご参加下さい。

*お問合せは赤津(090-1217-3003)へ

③ 「選挙権裁判の近況」

9月19日はさいたま地裁。原告は浅見豊子さん。選挙権回復を求めて裁判をしています。



≪全日本育成会が国へ出した要望≫ 「平成25年度の障害福祉関連予算 及び障害者総合支援法についての要望」

私たちは、障害の程度にかかわらず、各ライフステージに応じた適切な支援のもと安心で豊かな暮らしが実現できることを願っています。

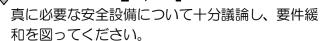
今般、新たに障害者総合支援法が成立。法の理 念、方向性については賛同し、大きな期待をもっ ているところです。

近年、知的障害者の地域生活基盤は徐々に整備されています。しかしながら、いわゆる「親なきあと」のことを考える際には、地域で安心して暮らすことのできる支援体制の確立が不可欠です。 そのため、以下の項目について重点的な対応をお願いいたします。

1 地域での居住の場(グループホーム・ケアホーム等)の設置・促進

規制緩和によるサービス基盤の整備・促進

グループホーム・ケアホーム(GH・CH)の整備数は順調に伸びていますが、「親なきあと」を考えると十分な数とはいえない状況です。整備費の確保、公営住宅の利用促進など積極的な整備推進を図ってください。また、現行の建築基準法、消防法が大きな障壁となり、戸建て型のGH・CHが整備しにくいという課題が指摘されています。入居者の安全確保は何よりも重要ですが、



〇高齢化対策と重度障害者支援の質の確保

平成 26 年度実施予定の障害者総合支援法に基づくCH・GHの一体化に際しては、特に重度の障害者(行動障害がある者も含む)、高齢知的障害者が安心して利用できるような体制の構築と夜間・休日対応ができる支援員の配置、報酬単価の適正化等必要な措置を講じてください。行動に障害のある人たちに適切な支援を行う人材の育成は、重い障害のある人たちの受け入れ事業所を拡大することにつながるとともに、虐待防止にも役立ちます。

○障害状況や年齢に関わらず地域で生活できる 基盤整備

障害者総合支援法の付帯決議には「障害者の高齢化・重度化や親亡き後も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点から、CHと統合した後のGH、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと」と提起されています。全日本育成会としても、住まいの場を整備していただく事を強く希望し期待します。ただし小規模がつくとはいえ「施設」を名称に使うことで、かつての「人里離れた」「平準な対応」に居住施策が回帰するのでは無いかと危惧を持ちます。

\$ • • • \$ • • • \$ • • • \$

以上は、全日本育成会が国、厚生労働省に対し 出した要望書の抜粋です。細かいところも指摘 し、要望しています。

10 項目あり、書きされません。次号に続きを掲載いたします。障害者自立支援法から障害者総合支援法に変わります。どこがどんな風に変るか、ご注目下さい。変ることでどんな影響があるのでしょうか。



うえるかむは 船橋市手をつなぐ育成 会に支えられています。



ひとりで悩まないで!誰かに相談!!

NPO 法人うえるかむ権利擁護サポートセンター船橋 相談室毎週火曜日と金曜日 10:00~15:00 電話 047-710-7046 又は 090-1217-3003 どんな些細なことでもお気軽にご相談下さい。 内容によっては弁護士や社会福祉士がお話を伺い ます。